

事務連絡
令和5年9月19日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

今後の新型コロナワクチン接種及び高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の
実態調査①への依頼について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、高齢者施設等における集団感染が依然として続いているなど、予断を許さない状況が継続しており、高齢者施設等の入所者・従事者（以下「入所者等」という。）に対する新型コロナワクチン接種を着実に実施することは、単に高齢者施設等の入所者個人々の重症化を予防するのみでなく、地域の病床ひっ迫を軽減し、地域医療提供体制を確保することにもつながることから、極めて重要です。

また、秋冬の接種（以下「令和5年秋開始接種」という。）については、令和5年9月8日に開催された第50回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において最終的な結論が得られたところです。

つきましては、介護保険担当主管部局及び衛生主管部局が連携いただき、下記の対応をお願いいたします。

記

1. 今後の新型コロナワクチン接種について

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえた今後の新型コロナワクチン接種の方針は以下のとおり。

（1）令和5年度の追加接種のスケジュールについて

令和5年秋開始接種は、9月20日から開始することとし、これに伴い、令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種は9月19日をもって終了することとする。

(2) 令和5年秋開始接種について

①接種対象者

追加接種可能な全ての年齢の者を対象とする。

②使用するワクチン

現在の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価のワクチンの使用を基本とする。

その他、令和5年秋開始接種の詳細については、「今後の新型コロナワクチン接種について(その8)」(令和5年9月8日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡)を御参照ください。

2. 高齢者施設等での令和5年秋開始接種の実施について

各自治体におかれましては、高齢者施設等と密接に連携し、高齢者施設等における接種体制を構築いただいているところですが、高齢者の方におきましては新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いことから、希望する入所者等に接種が行われるよう、引き続き御対応をお願いいたします。また、入所者等に対して巡回接種での接種の機会を設けることを希望する高齢者施設等において、巡回接種が行われるよう調整を行う等、高齢者施設等のニーズをくみ取った上での御対応をお願いいたします。さらに、新規開設施設等においても円滑な接種体制を構築できるよう、各施設の課題等に応じた支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、令和5年秋開始接種に係るリーフレットとして「新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種についてのお知らせ(第2報)」を作成しておりますので、接種の周知に御活用ください。

3. 高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査①への協力について

今般、令和5年秋開始接種に関する調査を実施することといたします(調査時点:令和5年9月末)。つきましては、別添2の記入要領を踏まえ、別添1の調査票への回答をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、市町村からの回答を取りまとめた上で集計し、国に提出いただくようお願いいたします。また、提出の際には、各都道府県で取りまとめた調査票と併せて、市町村から提出された調査票も全て御提出ください。

高齢者施設等における令和5年秋開始接種に関しては、介護保険担当主管部局と衛生主管部局が連携して実施していただいているところではありますが、調査の実施に当たり、両部局が必要な情報を共有するなどの連携の下、本調査へ御対応いただくようお願いいたします。

今回の調査の集計結果については、令和5年秋開始接種の進捗状況を「見える化」するた

め、自治体毎に公表を予定しておりますので、予め御留意いただけますようお願いいたします。

なお、今回の調査に加えて、令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査②を実施予定ですので、こちらについても御協力をお願いいたします。

○提出期限：令和5年10月20日（金）17時

○提出先：roujinhoken@mhlw.go.jp（厚生労働省老健局老人保健課）

○提出方法：別添1をメールにて御提出願います。

なお、メール件名は下記としてください。

【都道府県名】高齢者施設等における令和5年秋開始接種進捗状況の実態調査①

（参考1）「今後の新型コロナワクチン接種について（その8）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001137294.pdf>



（参考2）「新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種についてのお知らせ（第2報）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001145121.pdf>



以上

高齢者施設等（施設・居住系）における令和5年秋開始接種計画等調査 記入要領

○手順1：別添1調査票内において、管内の高齢者施設等の総施設数（【A】）を、【B】～【G】のいずれかに割り振って下さい。

（※令和5年春開始接種終了の有無は不問となります。）

○手順2：B～Eに該当する施設数を記載してください。

- ・ 本調査における「接種終了」の定義は、「希望する接種対象者」に対して、施設単位での接種の機会を設けること。」となります。
- ・ なお、施設単位での接種の機会を設けた場合、例えば、接種を希望しない方は接種対象者に含めません。また、令和5年春開始接種が個別の事情（例えば急な発熱等）により遅かったため、他の希望者と同時に接種を行えない場合等も対象者に含めなくて差し支えありません。
- ・ また、施設において、接種の機会を複数回設ける場合は、便宜上1回目の接種機会をもって接種終了とみなします。

○手順3：Fに該当する施設数を記載してください。

- ・ 令和5年秋開始接種を住民接種で実施又は実施予定の施設数を記入してください。
- ・ 施設単位での接種ではなく、住民接種で対応する方針であったことが確認できる場合には、「住民接種」として下さい。
- ・ なお、「住民接種」による対応であっても、市町村において、施設の利用者等の枠を設ける、また、移動支援を行う等により希望する者の接種を完了させたことが施設として確認できる場合は、施設単位での接種として下さい。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等において、入居者の自立度が高く、施設単位の接種ではなく、住民向け接種を入居者が受ける場合において、プライバシー保護の観点から、接種状況を自治体が確認できなかった場合には、「住民接種」として下さい。

○手順4：Gに該当する施設数を記載してください。

- ・ GにはBからFに該当しない施設が該当します。
（例）廃止、休止等の施設 等

○手順5：調査票右欄のチェックボックス全てに○が付いたことを確認してください。

- ・ 調査票右欄のチェックボックス全てに○が付いている事を確認の上、御提出をお願いします。
- ・ 「様式（都道府県用）」は都道府県から国への提出、「様式（市区町村用）」は市区町村から都道府県への提出に使用して下さい。提出の際には、都道府県毎及び市区町村毎にファイル名を記載した上で、それぞれ1つずつのファイルとして送付して下さい。